本号で公布された法令のあらまし

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二七七号）（農林水産省）

一　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正関係

平成二五年一〇月から平成二六年三月までの月分の特例退職共済年金等の額の計算について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二五年一〇月以降の月分の特例障害農林年金及び特例遺族農林年金の額の計算について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　経過措置及び施行期日（附則関係）

1　所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第二七八号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、トラスツズマブ　エムタンシン及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七九号）（法務省）

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二五年法律第六六号）の施行期日を平成二五年九月二四日とすることとした。

◇死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（政令第二八〇号）（法務省）

1　法第二条第一項の政令で定める期間

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二五年法律第六六号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める期間を定めることとした。（第一条関係）

2　法第二条第一項の国民年金の保険料の納付等

㈠　法第二条第一項の規定により保険料を納付しようとする死刑再審無罪者（法第一条に規定する死刑再審無罪者をいう。以下同じ。）は、厚生労働大臣にその旨を申し出なければならないこととした。（第二条第一項関係）

㈡　法第二条第一項の規定により納付することができる保険料の額の計算方法を定めることとした。（第二条第二項関係）

㈢　法第二条第三項の規定により保険料が納付されたものとみなされた被保険者期間は、無罪判決確定日（法第二条第一項に規定する無罪判決確定日をいう。以下同じ。）以後、保険料納付済期間とみなすこととした。（第二条第三項関係）

3　国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例等

㈠　六五歳到達日以後に2の㈢により保険料納付済期間とみなされた期間を有したことにより、国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三四年法律第一四一号。以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金（以下「老齢基礎年金等」という。）の受給資格期間を満たした場合は、支給要件に該当するものとみなして、これらの年金を支給することとした。（第三条～第六条関係）

㈡　旧国民年金法による通算老齢年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金の受給権は、3の㈠により旧国民年金法による老齢年金の受給権を取得したことにより、消滅することとした。（第七条関係）

㈢　無罪判決確定日の属する月前に既に老齢基礎年金等の受給権者であった死刑再審無罪者が2の㈢により保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、無罪判決確定日の属する月の翌月から、年金の額を改定することとした。（第八条関係）

4　事務処理の特例等

㈠　3の㈠により支給される老齢基礎年金等に係る事務については、国民年金法施行令（昭和三四年政令第一八四号）第一条の二の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行うこととした。（第九条関係）

㈡　2の㈠による申出の受理等の事務は、日本年金機構に行わせることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

5　法第三条第一項の政令で定める給付

㈠　法第三条第一項のその他政令で定める給付を定めることとした。（第一二条関係）

㈡　法第三条第一項の国民年金法その他の法律による政令で定める給付を定めることとした。（第一三条関係）

6　特別給付金の額の計算方法

法第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額の計算方法を定めることとした。（第一四条関係）

7　特別給付金の支給の請求

特別給付金の支給を受けようとする死刑再審無罪者は、法務大臣に特別給付金の支給を請求しなければならないこととした。（第一五条関係）

8　未支給の特別給付金

死刑再審無罪者が特別給付金の支給を請求した後に死亡したときは、その者の配偶者等が未支給の特別給付金の支給を請求することができることとした。（第一六条関係）

9　省令への委任

法及び政令の実施のために必要な手続その他の事項を法務省令又は厚生労働省令で定めることができることとした。（第一七条関係）

10　経過措置

法の施行の日前に死刑再審無罪者となった者について、法附則第二条の規定により読み替えて法を適用する場合において必要な政令の読替え等を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

11　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二五年九月二四日）から施行することとした。